

平成 31 年 4 月 19 日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 井上 俊夫
鎌倉市医師会副会長
・公衆衛生担当理事 湯浅 章平

民間衛生検査所におけるポリオウイルスに係る
抗体価測定受託の中止について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

民間衛生検査所におけるポリオウイルスに係る抗体価測定受託の中止について

2019年3月末をもって、すべての民間衛生検査所でポリオ抗体価測定が終了することから、厚生労働省より本会あて別添の周知方依頼がありました。

本件は、今後、ポリオの検査が必要になった場合に保健所等を通じて地方衛生検査所に依頼することや抗体保有の確認が必要になった場合に行政検査適応可否の判断を受けること等の周知を依頼するものです。

(健Ⅱ4F)

平成31年4月3日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

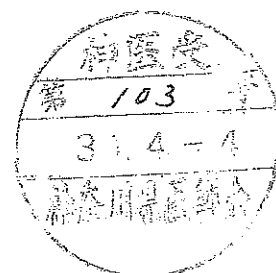
釜 菡 敏

民間衛生検査所におけるポリオウイルスに係る抗体価測定受託の中止について

2019年3月末をもって、すべての民間衛生検査所でポリオ抗体価測定が終了することから、厚生労働省より本会あて別添の周知方依頼がありました。

本件は、今後、ポリオの検査が必要になった場合に保健所等を通じて地方衛生検査所に依頼することや抗体保有の確認が必要になった場合に行政検査適応可否の判断を受けること等の周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



受けております。

つきましては、我が国においても、世界的なポリオ根絶に向けた取組を推進するため、上記の趣旨を御理解の上、下記について貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. ポリオとポリオ以外の急性弛緩性麻痺の鑑別が必要な場合は、別添「急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き」に従い、診断・検査を実施いただきたい。検査依頼に当たっては、まず、は保健所等を通じて地方衛生検査所に依頼し、地方衛生検査所における対応が困難な場合は、国立感染症研究所に行政検査等として依頼することが可能である。
2. 諸事情により、抗体保有の確認が必要になった場合は、予め厚生労働省結核感染症課に連絡の上、行政検査適応可否の判断を受けていただきたい。

別添:急性弛緩性麻痺を認める疾患のサーベイランス・診断・検査・治療に関する手引き
(「エンテロウイルス等感染症を含む急性弛緩性麻痺・急性脳炎・脳症の原因究明に資する臨床疫学研究」研究班)

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/AFP/AFP-guide.pdf>

【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

担当:井口、^{いのくち}柳川(主担当)

TEL:03-5253-1111 内線(2932)